特許庁が昭和四六年五月六日同庁昭和四一年審判第七六二五号事件についてした審 決を取り消す。 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求める裁判

原告訴訟代理人は主文第一項と同旨の判決を求め、被告指定代理人は「原告の請 求を棄却する。訴訟費用は、原告の負担とする。」との判決を求めた。

第二 請求原因

原告訴訟代理人は請求の原因として次のとおり述べた。

(特許庁における手続)

一 原告は名称を「自動車警報用電気結線装置」とする発明につき、昭和三八年九月七日特許出願をしたが、昭和四一年九月二七日拒絶査定を受けたので、同年一月五日審判請求(同年審判第七六二五号事件)をしたところ、特許庁は昭和四六年 五月六日その審判請求は成り立たない旨主文第一項掲記の審決をし、その謄本は同 年七月一四日原告に送達された。

(発明の要旨)

本願発明の要旨は次のとおりである。 自動車のドアーの開閉により閉開を行う主たる電気回路に、時限スイツチ、鍵等 により操作する手動スイツチ、必要ならば電流の断続を行う断続リレー及び警報器 を接続し、この警報器に対し、これと電源とを結ぶ短絡電気回路を設けて、この回 路に、主たる電気回路の手動スイツチにより同時に操作する手動スイツチ、主たる 電気回路を開閉する電磁スイツチを接続し、かつ、主たる電気回路の手動スイツチ 接点と短絡電気回路の電磁スイツチとを分岐電気回路を設けたことを特徴とする自 動車警報用電気結線装置。

(審決の理由)

三 そして、右審決は本願明細書に特許請求の範囲として前項のような記載がある ことを認めたうえ、次の理由を示している。

本願明細書の発明の詳細な説明中に本願図面の第一図(本判決添付図面と 同一内容)記載の符号(数字)を指して「(1)は自動車の乗降用ドアーに設けた ドアースイツチで、乗降用ドアーを開放したときに閉路し、同閉鎖したときに開路 するように形成する。(2)は時限スイツチで、通常開路の操作を行つてから二分位を経て閉路する。(3)は鍵をもつて開閉を行う手動スイツチで、これに対し、接点(4)及び分岐用接点(5)を設ける。(6)は断続用(点滅用)抵抗、(7)は警報器用リレー、(8)は警報器で、上記の順に直列に接続し、かつ、接点(4)、(5)は並設する。警報器(8)は出力線をアースしてもよい。(9)は断続(点滅)リレーで、入力線は断続抵抗(6)の次に接続し、出力線はアースは断続(点滅)リレーで、入力線は断続抵抗(6)の次に接続し、出力線はアースは大人な地で、原熱線であり、断続はよって、(2)はバイスな地で、原熱線であり、断続はよって、(2)はバイスな地で、原熱線であり、断続はよって、(2)はバイスな地で、原熱線であり、

する。通常断続用抵抗は電熱線であり、断続リレー(9)はバイメタルで、電熱線 (6)により接触、離脱する。(10)はルームランプで、入力線はドアースイツ チ(1)の次に接続し、出力線はアースする。(11)は電源である。上記をもつて主たる電気回路(イ)を構成する。」と記載されているが、これによれば、本願発明における「主たる電気回路」は電源(11)、ドアースイツチ(1)、時限ス イツチ(2)、手動スイツチ(3)、接点(4)、(5)、断続用抵抗(6)、警報器用リレー(7)、警報器(8)、断続リレー(9)及びルームランプ(10)の各回路素子が本願図面の実例のように接続されてなる回路構成を指すものと解さ れる。

しかし、一般に自動車警報装置の技術分野においては、「主たる電気回路」の用 語が必ずしも上記の回路構成それ自体と同義に使用されているばかりでなく、本願 明細書の特許請求の範囲においてその主要な構成要件の一つとして「自動車のドアーの開閉により開閉を行う主たる電気回路に、時限スイツチ、鍵等により操作する手動スイツチ、必要ならば電流の断続を行う断続リレー及び警報器を接続し」と規 定されているのは甚だ具体性に乏しく、漠然たる表現であつて、これによつては、 上記の回路構成を一義的に律したことにはならないから、結局、「主たる電気回 路」ひいては右構成要件の技術的意義は不明であるといわなければならない。

次に、本願明細書の特許請求の範囲には、他の主要な構成要件として「警

報器に対し、これと電源とを結ぶ短絡電気回路を設けて、この回路に、主たる電気 回路の手動スイツチにより同時に操作する手動スイツチ、主たる電気回路を開閉す る電磁スイツチを接続し」と規定され、本願明細書の発明の詳細な説明中には

「(ロ) は短絡電気回路で、電源(11)あるいはドアースイツチ(1)の前に接続し、この短絡電気回路に手動スイツチ(3)により同時に操作する手動スイツチ(3a)、接点(12)及び電磁スイツチ(13)を接続する。」と説明されているが、その「短絡電気回路」は電磁スイツチ(13)を自己保持するためのものであつて、警報器(8)と電源(11)とを結ぶものではないから、右構成要件の前段は事実に反するものといわざるをえない。

(三) 要するに、少くとも、右(一)及び(二)の主要な構成要件にはそれぞれ技術的意義の確立しない「主たる電気回路」及び「短絡電気回路」が含まれているため、本願発明の要旨とする構成がその特許請求の範囲に記載されているとは認めえないから、本願発明はその明細書の記載が特許法第三六条第四、五項の要件を満たさないものとしての出願を拒絶すべきものである。

(審決の取消事由)

四 しかし、右審決は以下に述べるように事実の認定を誤り、そのため本願明細書が特許法第三六条第四、第五項に反するとして本願を拒絶すべきものとした違法があるから、取り消されるべきである。

(一) 主たる電気回路(審決の理由(一)の点)について 1 右審決は「主たる電気回路」を「電源(11)、ドアースイツチ(1)、時限スイツチ(2)、手動スイツチ(3)、接点(4)、(5)、断続用抵抗(6)、警報器用リレー(7)、警報器(8)、断続リレー(9)及びルームランと解しるが、者回路構成は本願発明のように接続されて、その技術の出きを包含(1 ているが、右回路構成は本願発明のようでなない(例)には一点を包含(1 である電気にはない。)は「主たる電気にであるとしてない。)がには重大の間路であるといる。 2 また、自動はではない。)がには重大の間路にはいる。 2 また、自動はではではない。)がには重大の間路との間ではにはいる。 2 また、が必ず、ともとも技術分野にはないには、といるにおいる。 2 またが必ず、もともと右技術分野にはないのであるに明らから、出版人が「主たる電気に使用さるであらいは自のの問題にであり、に対してには、上記回路構成について短絡電気にでいてには、上記回路構成について短絡電気にである。 発明においては、上記回路構成について短絡電気にである。 発明においては、上記回路構成について短絡電気回路とが用いる。 発明においては、上記回路構成について短絡電気回路との関係があることを示す適当な用語として、まないのである。

3 次に、右審決は本願明細書の特許請求の範囲における前段部分(冒頭から「一一一警報器を接続し」まで)の記載を非難し、その技術的意義が不明であるとするが、右記載は「主たる電気回路」を技術思想的には抽象的方向に、しかも、本願発明固有の部分については可及的限定的に表現したものであつて、特許法の要求する技術的思想の表現として妥当なものであるから、その技術的意義が不明であるとされるいわれは全くない。

(二) 短絡電気回路(審決の理由(二)の点)について 右審決は「短絡電気回路」が「要するに、電磁スイツチ(13)を自己保持するためのものであつて、警報器(8)と電源(11)とを結ぶものではない」と説示しているが、短絡電気回路(口)は別紙図面から明らかなように接点(12)、(14)、電磁スイツチ(13)の接続によつて電磁コイル(13a)を自己保時するとともに、接点(15)から分岐用接点(5)、手動スイツチ(3)、接点(4)を通じて主たる電気回路に接続しているから、一度主たる電気回路が閉路すれば、警報器用リレー(7)が接続されているため、短絡電気回路から主たる電気回路に電流が流れて、警報器(8)が鳴動し、また、手動スイツチ(3)を切断することによって、短絡電気回路と主たる電気回路とが切断されるのである。第三 答弁

被告指定代理人は請求の原因について次のとおり述べた。

一 原告主張事実中、本願発明につき、出願から審決の成立にいたる特許庁の手続及び審決の理由に関する事実並びに本願明細の特許請求の範囲に原告主張の発明の要旨が記載されていることは認める。

二 しかし、右審決の認定ないし判断は正当であつて、右審決に原告主張のような 違法はない。

その所以を以下に補説する。

主たる電気回路について

- 1 本願発明においては、「主たる電気回路」が時限スイツチ、手動スイツチ、断続リレー、警報器等を付加的に接続するのか、それとも、これらの回路部品等を含 めて構成されるのか、特許請求の範囲の記載だけは必ずしも明らかでないが、その ような場合には、一般に明細書の発明の詳細な説明を参照するのが常道とされてい るので、本願明細書の発明の詳細な説明中にある別紙図面のような回路構成をもつ た唯一の実施例の記載を参照すると、「主たる電気回路」の実体については、右審 決が解したとおりに把握されるとともに、それ以外に解しようがないのである。 2 なお、本願発明の目的を達成するには、「主たる電気回路」に接続する手動ス イツチとして、例えば双投式三極手動スイツチを用い、一方の可動接触子で「主た る電気回路」に属する接点(4)と分岐電気回路に属する接点(5)とが同時に接 続されるとともに、他方の可動接触子で短絡電気回路に属する接点(12)が閉じ られているようになつているべきものであるのに、その特許請求の範囲には「鍵等 により操作する手動スイツチ」と記載されているだけで、その構造、機能、他の構成要素との結合関係は勿論、その形式すらも明らかに規定されていない。したがつ て、本願明細書の特許請求の範囲中「主たる電気回路」に関する記載はこの点だけ でも具体性があるとはなしがたい。
- 3 本願発明の特許請求の範囲によれば、「断続リレー(9)」は必要ある場合に のみ接続されている選択的構成要素とされているが、これについても少くとも明細 書の発明の詳細な説明においては実施例によつてその具体的構成、作用を断続用抵 抗(6)と関連させて記載すべきであるのに、本願明細書にはさような記載がな い。 (二)

短絡電気回路について

- 電源(11)の正端子から「短絡電気回路」を流れる電流は「分岐電気回路」 の電磁コイル(13a)を経て電源(11)の負端子に入るものであつて、 「主た る電気回路」に流れることはないから、後記「短絡線」が存在することとあいまつ て、原告主張のように一度「主たる電気回路」が閉路すれば警報器(8)が鳴動す る作用が生じることはありえない。
- 2 本願発明の実施例には警報器用リレー(7)の一端子を電源(11)の正端子に直結する「短絡線」があるが、これは「主たる電気回路」の断続用抵抗(6)、 警報器用リレー(7)等の回路部分と並列され、しかも、そのインピーダンスが実 質的に零であるから、手動スイツチ(3)を閉じた状態でドアースイツチ(1)が 閉成されても、警報器用リレー(7)にそれを動作させるに足りる電流は流れな い。また、手動スイツチ(3)によつて「主たる電気回路」に接続される「分岐電 気回路」が設けてあつても、それはその結線から明らかなように、要するに、警報器用リレー(7)が動作したと仮定した状態において、断続用抵抗(6)、警報器用リレー(7)、警報器(8)等の回路と並列して電源(11)に接続されるに過ぎず、また、「短絡電気回路」を介して電磁コイル(13a)を電源に接続するもでです。 のであるから、その存在が警報器用リレー(7)ひいては警報器(8)の動作を直 接左右するものではないのである。
- 3 本願明細書中には「このようにして、一度短絡電気回路(ロ)が閉路すれば、 自動車の乗降用ドアーを閉鎖し、ドアースイツチ(1)が離脱しても、主たる電気 回路(イ)は開路するが、短絡電気回路(ロ)は閉路している」云々の記載がある -般に、電磁スイツチないしリレ―を動作させた原因が消滅した後において も、その動作によつて閉成されたそれ自体の接点を介して動作状態を持続させるこ とを「自己保持」と呼んでいるので、本願発明における「短絡電気回路」の役割は 電磁スイツチを自己保持することにほかならない。そして、その作用は本願発明の 実施例の構成から明らかなように手動スイツチ(3 a)の可動接触子、その接点 (12)、電磁スイツチの接点(14)、(15)、その可動接触子等を介して電 磁コイル(13a)を電源(11)に接続することによつて行われるのであるか ら、そのような回路接続の態様はいかなる意味においても、「これ(警報器)と電源とを結ぶ短絡電気回路を設け」たものとはいえない。したがつて、「短絡電気回 路」は警報器と電源とを結ぶものではないとした右審決の認定に誤りはない。 第四 証拠関係(省略)

理 由

前掲請求の原因のうち、本願発明について出願から審決の成立にいたる特許庁

の手続、明細書中、特許請求範囲に記載の発明の要旨、審決の理由に関する事実は 当事者間に争いがない。

二 そこで、本願明細書の記載が特許法第三六条第四、五項の要件を欠くか否か、 ひいては右審決に違法を来すか否かを検討する。

したがつて、右審決が本願明細書中、前記のような実施例の回路構成をもつて、本願発明における「主たる電気回路」の構成であると解したうえ、自動車警報装置の技術分野において用いられる「主たる電気回路」の意義と異ると説示しているのはもとより筋違いである。

そして、「主たる電気回路」なる用語は右技術分野において特定内容の回路構成の意味に使用されている資料がなく、複数の回路のうち一つを指称するに用いるのに格別の妨げがあることもないから、本願発明における「主たる電気回路」の構成がその用語のゆえに具体性を欠いていると見られるいわればない。

がその用語のゆえに具体性を欠いていると見られるいわれはない。 なお、被告は本願発明の「主たる電気回路」については、そのうち「手動スイツチ」の詳細な規定がないから、その点だけでも具体性がない旨を主張するが、本願明細書の特許請求の範囲には、鍵等により操作すること、その操作により短絡電気回路の手動スイツチが同時に操作されることが明記されているほか、前出平等とを接続する分岐電気回路が設けられることが明記されているほか、前出平ぞ、10分割をなる旨の記載があることが認められるので、それ以上構造、機能、不可動接触子(別紙図面の(3)、(3 a))と接点(同と(4)、(5)とと、10分割をいる。また、本願明細書により、それ以上構造が不明である。また、被告は本願明細書に断続リレーの具体的な構成、作用の記載がないと主張するが、前出甲第三号証の五によが認められるから、被告の力に表がない。

(三) それならば、結局、右審決の理由(一)、(二)における判断はいずれも 誤りであることに帰着するから、右判断に基き本願明細書の記載が特許法第三六条 第四、五項の要件を備えないものとして本願発明の特許を拒絶すべきものとした右

審決は違法であるというほかはない。 三 よつて、その違法を理由に本件審決の取消を求める原告の本訴請求を正当として認容することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条の規定を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 駒田駿太郎 中川哲男 橋本攻) <11919-001>